

## 支給要件および必要書類等の確認について（公務員の方向け）

### 愛知県子育て世帯臨時特別給付金

令和4年度愛知県子育て世帯臨時特別給付金（以下「県給付金」）を受給するためには、令和4年9月分の児童手当（本則給付）を受給していることが要件となります。

しかしながら、公務員で所属庁（職場）から児童手当を受給していることについて、新城市では児童手当の受給事実が確認できません。

このため、県給付金の申請をする公務員の方は、下記の「証明が必要な事項」について、証拠書類等で証明していただく必要があります。

#### 証明が必要な事項

- ・児童手当の支給額が本則給付であること（特例給付でないこと）
- ・令和4年9月分の児童手当を受給していること

#### ●「児童手当の支給額が本則給付であること（特例給付でないこと）」の確認方法

児童手当の支給額から、受給者の所得が所得制限限度額未満であることを確認してください。所得制限限度額以上の方は、児童手当の特例給付となり、本給付金の対象外です。

#### 所得制限限度額の早見表

扶養親族数	所得	年収（目安）
0人	622万円	833万円
1人	660万円	875万円
2人	698万円	917万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万円

所得の額を厳密に計算することは難しいため、本則給付・特例給付の判別方法は、下記のとおり、実際に支給されている児童手当の手当額で確認していただくのが簡単です。

#### 本則給付・特例給付の判別方法

- (1) 10月定時支給（令和3年6月分から9月分）の児童手当の振込額を4で割り、1ヶ月分の受給額に直してください。
- (2) 上記(1)で算出した受給額を、中学生以下のお子さまの数で割ってください。  
その結果、  
⇒ 5,000円以外 … 本則給付のため、本給付金の支給対象となります。  
⇒ 5,000円 … 特例給付のため、本給付金は支給対象外です。

具体例として、

① 2歳のお子さんと4歳のお子さんを養育しており、10月定時支給（令和4年6月分から9月分）の児童手当の受給額が10万円だった場合、

$$(1) 100,000円 \div 4ヶ月 = 25,000円$$

$$(2) 25,000円 \div 2人 = 12,500円$$

⇒ 5,000円以外で本則給付のため、本給付金の支給対象となります。

② 2歳のお子さんと4歳のお子さんを養育しており、10月定時支給（令和4年6月分から9月分）の児童手当の受給額が4万円だった場合、

$$(1) 40,000円 \div 4ヶ月 = 10,000円$$

$$(2) 10,000円 \div 2人 = 5,000円$$

⇒ 5,000円で特例給付のため、本給付金は支給対象外です。

### ●令和4年9月分の児童手当を受給していること

児童手当法では、6月分から9月分の児童手当をまとめて10月に支給することになっていますので、児童手当が令和4年10月中に指定の口座に振り込まれているか確認してください。

#### ・所属庁から書類が交付されている場合

① 支給月額が明記、又は、金額の記載は無いが本則給付であることが明記されている。あるいは、1回の振込金額が明記されており、表面の計算式で計算すると本則給付であることが分かる。

② 令和4年6月分から令和4年9月分を支給する等、児童手当の支給決定期間が明記されている。あるいは、支給決定期間は明記されていないが、令和4年10月中に児童手当を振り込む（振り込んだ）ことが明記されている。

上記①・②の条件を両方満たす書類がある場合、その書類の写しを提出してください。

#### ・所属庁から書類が交付されていない場合

① 通帳に記載されている児童手当の振り込み部分が、「児童手当」「ジドウテアテ」等と明記されている（カイケイカンリシャ、〇〇シヤクショ、テアテ等では不可）。

② 令和4年10月中の振り込みである。

③ 振込額を表面の計算式に従い計算すると、本則給付であることが分かる。

通帳の記載が上記①から③の条件を全て満たす場合、通帳の該当ページをコピーし、通帳の該当部分にマーカー等で色をつけて、どの行が児童手当の振り込みか一見して分かるようにした上で提出してください。

#### ・上記のいずれにも該当しない、または書類を紛失した場合

所属庁に令和4年9月分の児童手当を受給していることが分かる証明書（独自様式可）が発行してもらおうよう依頼してください。また証明書は原本を提出してください。

## **新城市子育て世帯臨時特別給付金**

### **●支給対象児童**

- ・愛知県子育て世帯臨時特別給付金の対象となっている児童
- ・令和4年9月1日から令和5年4月1日までに出生し、出生届と同時に新城に居住することとなった児童
- ・平成19年4月2日以降に出生し、令和4年9月1日から令和5年4月1日までに新城市に居住することとなった児童

### **●支給対象者**

- ・上記の支給対象児童を監護し、所属庁から児童手当を受給している者

### **●申請について**

令和4年9月1日以降に出生・転入により新たに児童手当の受給対象となった児童に関しては、県給付金の申請で提出していただいた書類では、児童手当の対象となっていることを確認できません。

このため、市給付金で令和4年9月1日以降に出生・転入した児童分を申請される際は、「証明が必要な事項」について、証拠書類等で証明していただく必要があります。

#### **証明が必要な事項**

- ・令和4年10月分以降の児童手当について、認定を受けていること

### **●令和4年10月分以降の児童手当について、認定を受けていることの確認方法**

- ・所属庁から書類が交付されている場合

該当児童の新規認定通知書または該当児童の額改定通知書を提出してください。

- ・所属庁から書類が交付されていない場合または書類を紛失した場合

所属庁に当該児童が児童手当の認定を受けたことが分かる証明書（独自様式可）を発行してもらうよう依頼してください。また証明書は原本を提出してください。